

1 用語解説

あ 行

ICT・・P 9、24、54、77

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

生きる力・・P 9、10、15、19、86

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

OJT・・P42

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

オリンピック・パラリンピック教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34

2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

か 行

学校運営連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P58、59

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方などについての協議・助言を目的とし、学校職員・保護者・地域の関係機関の代表者などで構成される。

カリキュラム・マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P58、59

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリア教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

教育支援アドバイザー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P40

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を行う専門家で、特別支援教育士等が当たる。

教育支援コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36、46

各学校の教員で、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職名のこと。

教育支援システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10、36、37、51

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめ、市立学校教員が入力・作成可能なシステムのこと。児童・生徒に関する“気づき”を記録する「一覧表」、 “気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する「個別の教育支援計画」、指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入する「個別指導計画」の三つの書式を効率的に作成することができる。学年進行や転学、進学時などの引継ぎや連携も可能。

ケース会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P44

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

校務支援システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P60

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

合理的配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P52

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個別指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P36、37、40、51

教育支援システムの解説を参照。

個別の教育支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P36、37、40、51

教育支援システムの解説を参照。

コミュニティ・スクール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P64

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。

さ 行

持続可能な開発のための教育（ESD）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

持続可能な社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1、15、25、51、86

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

下野谷遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12、77、80、81、82

南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

就学支援シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10、43、53

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P70

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

情報モラル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9、24

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

情報リテラシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

食育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5、33、35

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より)こと。

スクールアドバイザー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長等の職名のこと。

スクールガード・リーダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P65

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校在が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

スクールカウンセラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P44、46、47、48

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

スクールソーシャルワーカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10、47、48

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

た　　行

地域学校協働活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P63

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

地域学校協働本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P63

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

知・徳・体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育成し、「生きる力」を育てていくこと。

チームティーチング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

適応指導教室「スキップ教室」・・・・・・・・・・・・・・・・ P49

市立小・中学校に在籍し、不登校になっている児童・生徒を対象に、毎日通える教室として設置。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2箇所がある。

特別支援教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10、36、38、39、40

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室で、東京都は平成30年度に小学校、2021年度までに中学校での導入を進めている。西東京市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童が個別課題に取り組むため、すべての小学校に設置している「L教室」と、児童が週1回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している「S教室」がある。

特別の教科 道徳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となる。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況等に関する評価が行われるようになる。

は 行**パスファインダー**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P79

テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

副籍制度・・P64

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接・間接の交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」・・P49

18歳までの不登校又はひきこもりの状態にある児童・生徒等の相談及び支援と、不登校又はひきこもりの児童・生徒等の家族の相談及び支援を事業の基本として、一人ひとりの成育歴、潜在能力、生活環境などを細かにアセスメントしながら、居場所又は相談の場所を提供し、具体的な支援を用いて何らかの社会的活動の場へ参加していけるよう、成長を促すことを目的として設置している。

ま 行**マルチメディアデジター**・・P39

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり（ハイライト機能）、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の書籍を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

や 行**ヤングアダルト（YA）世代**・・P79

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

ユニバーサルデザイン・・P38

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

ら 行**レファレンスサービス（調べもの支援）**・・P77、79

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいかを案内するサービスのこと。

2 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過

開催日	回数	検討内容等
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長及び副座長の選出 ・ 会議の運営方法等について ・ 西東京市教育計画策定の趣旨等について ・ 西東京市教育計画策定のスケジュール ・ 教育行政に関する国及び東京都の動向 ・ 教育行政に関する西東京市の動向
8 月 23 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定における市民意識調査（アンケート調査）の調査項目について ・ 計画策定におけるヒアリング調査の実施について
（アンケート調査の実施） 平成 29 年 10 月 17 日～11 月 7 日 小学生調査、中学生調査、青少年調査、一般市民調査		
11 月 28 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育に関するアンケート調査中間報告について ・ 計画策定におけるヒアリング調査の実施について
（ヒアリング調査） 平成 30 年 1 月～3 月 社会教育に関する施設・団体、教育に関する施設、子育て・子育て支援に関する施設・団体、特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所		
平成 30 年 1 月 30 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告について ・ 計画策定におけるヒアリング調査の中間報告について
2 月 16 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定におけるヒアリング調査報告について ・ 西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）に掲げる施策の進捗状況について（平成 26 年度～平成 28 年度） ・ 新たな西東京市教育計画の方向性の抽出について

開催日	回数	検討内容等
5月1日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・教育計画策定懇談会における検討結果を踏まえた新たな西東京市教育計画の骨子（案） ・新たな西東京市教育計画の方向性の抽出について
6月22日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期教育計画の体系について
7月27日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の体系について ・計画素案（第3章と第4章の基本方針3・4）について
8月24日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案（第4章の基本方針1～4）について
10月5日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・パブリックコメントについて
<p>（パブリックコメントの実施） 平成30年11月21日～12月20日 提出結果 17人 89件</p>		
<p>（ポスター展示） <田無庁舎> 平成30年11月21日～11月27日 <保谷庁舎> 平成30年11月21日～12月20日 ※ポスター展示の際に、興味・関心のある基本方針にシールを貼ってもらいました。 合計101枚 [基本方針1] 17枚 [基本方針2] 19枚 [基本方針3] 22枚 [基本方針4] 25枚 [すべて] 18枚 [どれにも興味・関心がない] 0枚</p>		
<p>（市民説明会） <保谷庁舎> 平成30年12月1日 <田無庁舎（イングビル）> 平成30年12月4日</p>		
平成31年1月25日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の結果について ・計画素案について

3 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿

任期 平成 29 年 7 月 12 日から教育長に提言する日まで

選 出 区 分	氏 名
学識経験者	えんどう しんじ 遠藤 真司
西東京市立学校の児童及び生徒の保護者	かわむら のりこ 川村 紀子
	みつはし あきこ 三橋 亜希子
公募による市民	たなか みゆき 田中 幸
	あさぬま つむぎ 浅沼 紬
市立学校の校長	ほんな しゅうや 本名 修也
	おおはし りょうすけ 大橋 亮介
特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者	わたなべ けいたろう 渡邊 圭太郎
西東京市社会教育委員	はっとり まさこ 服部 雅子
西東京市公民館運営審議会委員	いしだ ひろこ 石田 裕子
西東京市図書館協議会委員	やまむら もと き 山村 基毅
その他教育長が委員として適当と認めたる者	いとう ゆうこ 伊藤 裕子
	むとう さゆり 武藤 さゆり

(敬称略)

4 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第2項の規定に基づき西東京市における教育振興基本計画として策定する西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、教育計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 教育計画に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員 13 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長 2人以内
- (5) 特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者 1 人
- (6) 西東京市社会教育委員設置条例（平成 13 年西東京市条例第 200 号）に基づく西東京市社会教育委員 1 人
- (7) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 80 号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1 人
- (8) 西東京市図書館設置条例（平成 13 年西東京市条例第 81 号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1 人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に提言を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

懇談会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年7月1日要綱）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）

平成 31 年 3 月

発 行 西東京市教育委員会

編 集 西東京市教育委員会 教育部教育企画課

〒202-8555

東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号（保谷庁舎）

TEL：042-464-1311（代表）

FAX：042-423-2872

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

メールアドレス kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

